

会員外利用事業者制度の一部変更について

当機構の構成団体に所属しない宅地建物取引業者で、当機構との利用契約を締結した者（以下「会員外利用事業者」という）の物件情報の登録及び提供に関する取り扱いの一部変更について、国土交通大臣の認可を受けて4月より運用を開始することといたしました。新しい制度の概要は以下の通りです。

1. 物件情報の登録

会員外利用事業者の専属専任媒介（代理）、専任媒介（代理）物件のほか、一般媒介（代理）や売主物件、賃貸物件のレインズへの登録を受け入れます。登録の方法は代行登録となります。

2. 物件情報の提供

会員外利用事業者からの依頼に応じて、代行によりレインズ登録物件情報（成約事例を含む）の一覧を提供します。また、会員外利用事業者に対して、日報のファックス自動配信により、定期的に物件情報の一覧を提供します。

※ご利用方法等の詳細、資料請求は当機構事務局までお問い合わせ下さい。

以 上